

令和 6 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ）

項 目 名	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長		
税 目	法人税 租税特別措置法第 56 条、租税特別措置法附則第 119 条 租税特別措置法施行令第 32 条の 3、租税特別措置法施行令附則第 47 条 租税特別措置法施行規則第 21 条の 2		
要 望 の 内 容	<p>適用期限を 3 年延長する。（令和 9 年 3 月 31 日まで）</p> <p>中小企業の M&amp;A の実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 ( ▲300 百万円) ( — 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

後継者不在の中小企業は依然として多く、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現するため、中小企業による M&A を支援する。

(2) 施策の必要性

中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。また、後継者不在の中小企業は依然として多く、M&A が全国的に活発化している中、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現することが重要。

一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することが困難なケースもある。また、事業承継を目的とした中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。

経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）

第 2 章 新しい資本主義の加速

5. 地域・中小企業の活性化（中堅・中小企業の活力向上）

地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。

また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等を呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 ≪中目標≫ 1 食料の安定供給の確保 ≪政策分野≫ ① 新たな価値の創出による需要の開拓
		政策の達成目標	後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 9 年 3 月 31 日まで
		同上の期間中の達成目標	後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。
		政策目標の達成状況	中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、本税制措置の創設当時（令和 3 年）から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制によって中小企業による M&A に対する負担を軽減することで、M&A に伴うリスクを軽減する取組を促す。これによって、先行きが不透明な中でも中小企業による M&A が進み、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性向上が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置（登録免許税、不動産取得税の特例）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和 4 年度第 2 次補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000 億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和 4 年度第 2 次補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 67 億円の内数、令和 5 年度当初予算 157 億円の内数）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置等では、中小企業の M&A に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A 時の専門家の活用費用、M&A 後の新分野進出に向けた取組を支援している。 他方、M&A 後も含めて、中小企業が M&A を実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。
要望の措置の妥当性		M&A を図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用数】          令和3年度 92件          令和4年度 98件          令和5年度 78件（見込み）          （いずれも令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計）</p> <p>【減収額】          令和3年度 3,287百万円          令和4年度 3,501百万円          令和5年度 2,787百万円（見込み）          （いずれも令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計）</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>【適用数】          令和3年度 20件</p> <p>【減収額】          令和3年度 300百万円</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、創設当時から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。
	前回要望時の達成目標	地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、引き続きリスクが伴う状況。
これまでの要望経緯	令和3年度 創設	